

平成 26 年 3 月 12 日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された議案 10 件を審査しました。

議案第 3 号 平成 25 年度総社市一般会計補正予算（第 6 号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

事業費の確定などに伴う補正及び清音神在本線改良事業に係るものの繰越明許費が主なもの。

～結果～

質疑、討論もなく、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 7 号 平成 25 年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費 特別会計補正予算（第 1 号）について

～内容～

保留地処分金の増額による基金積立金の増額に伴う補正及び工事、家屋等の移転補償に係るものの繰越明許費が主なもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 17 号 総社市道路占用料徴収条例の一部改正について

～内容～

道路法施行令の一部改正により、道路占用料について所在区分と金額の見直しが行われたこと等に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：道路占用料の見直しについては、消費税の増税に伴うもののみか。

答：消費税の増税に伴い、100分の105から100分の108への金額変更に加え、所在区分の見直しが行われた。所在区分は、市町村ごとの地価及び人口規模によって定められており、これまで、甲地・乙地・丙地の3ランクであったものが、法令の一部改正に伴い、新たに1級地から5級地までの5ランクに細分化された。本市においては、乙地から4級地に変更になった。

議案第 18 号 総社市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定 について

～内容～

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について、必要な事項を条例で定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：法令改正によって、これまで政令で定めていた任命資格を各市町村の条例で定めるものであって、資格としては、従前と変わりはないのか。

答：従前の政令では、国、県、市の職員及び消防団長において任命資格の規定があったが、政令改正後は、国及び県の職員に関する規定がなくなったのが大きな変更点である。

議案第 19 号 総社市手数料条例の一部改正について

～内容～

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消費税率の引き上げに伴う危険物製造所等の許可申請手数料等が増額されることに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 20 号 総社市火災予防条例の一部改正について

～内容～

消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、消防の用に供する機械器具のうち日本消防検定協会の検定を必要とする機器の見直しが行われたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 28 号 平成 26 年度総社市総社駅南地区土地区画整理事業費 特別会計予算について

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第 31 号 市道の路線認定について

議案第 32 号 市道の路線変更について

議案第 33 号 市道の路線廃止について

～内容～

道路整備等に伴い、市道の認定、変更及び廃止をしようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

一般会計予算審査特別委員会から分担された部分を審査するため、平成 26 年 3 月 12 日に建設消防分科会を開催しました。

議案第 21 号 平成 26 年度総社市一般会計予算

のうち、本分科会に分担された部分について

～結果～

次のような審査の結果、本分科会に分担された部分については、全員一致で**可決**すべきであると取りまとめることに決定。

～質疑～

問：土木担当員が要望してもなかなか対応してもらえないということをよく聞かすが、土木担当員からの要望箇所に対して、件数ベース、予算ベースでどの程度執行できているのか。

答：地域応援課所管分は、平成 24 年度が、357 件の要望に対して 190 件を執行し、執行率は 53. 2%。平成 23 年度が、436 件の要望に対して 249 件を執行し、執行率は 57. 1%となっている。また、土木課所管分は、平成 25 年度が 586 件の要望に対して 60 件を執行し、執行率は 10. 2%となっており、予算ベースで 11. 4%となっている。なお、地域応援課、土木課、農林課の 3 課合わせた土木担当員要望への予算措置分として、平成 21 年度、22 年度が約 2 億 6,000 万円、平成 25 年度が約 2 億 9,000 万円、平成 26 年度が 3 億円超 程度の予算で対応している。

問：小規模工事は、金額規模がどの程度の工事が対象となるのか、また、工事実績はどうなっているのか。

答：小規模工事は、土木担当員を中心に地域住民が重機を使用せず手作業で行う工事とし、作業員への日当と原材料費がそれぞれ 20 万円以下のものと定義している。具体的には、道路のコンクリート舗装、路肩をコンクリート補強した道路有効幅員の拡幅、土水路の U 字溝入替えなどの作業内容となる。農道、農業用水路に対する小規模工事、並びに生活市道、生活排水路に対する小規模工事にそれぞれ約 800 万円の予算措置をしている。

問：道路新設改良費の県道路工事負担金は、前年度の未竣工路線の負担金が計上されているのか。

答：県道路工事負担金のうち、主なものは県道上高末総社線であり平成 25 年度に岡山県が用地買収を行う予定としていたものを県土地開発公社に変更したことにより減額補正となった。平成 26 年度では、県土地開発公社からの用地の買戻しが発生したことに伴い、今回計上し直したものである。

問：清音神在本線改良事業にかかる用地買収の進捗状況と見通しは怎么样了。
答：未買収の富原地区 2 名の地権者うち 1 名は交渉が成立した。もう 1 名は交渉成立の見込みがあるが、地区外の地権者 1 名については未だ交渉中である。
問：清音神在本線改良事業に伴う高梁川漁業組合に対する漁業補償は、全体工事費に占める割合はどうか。
答：2. 35%となっている。
問：災害保険料に伴う事故件数並びに支払額はどうか。
答：道路瑕疵に対する保険で、年間約 1 件で支払額は 10 万円程度となっている。
問：災害保険料に伴う契約方法は、競争入札あるいは随意契約による方法か。
答：契約の相手先は、全国市有物件災害共済会という公の法人であり、保険種別の A 型から E 型までの 5 ランクのうち本市は C 型に加入している。競争入札や随意契約とかではなく、定額の保険に加入している。
問：総社市都市照明計画推進委員会負担金とは何か。
答：国道 180 号の長良・井尻野区間や市街地の幹線道路に設置している水銀灯下に事業者名の入った広告灯 337 基の点検補修経費である。同委員会事務局の総社商工会議所が年 3 回、電球切れ等の点検補修をしている。
問：国道 429 号道路整備促進期成会負担金の期成会は未だ存続しているのか、また、何をやろうとしているのか。
答：岡山市、倉敷市並びに本市が構成団体で、美咲町の旭川ダムの上流のトンネルや橋の東京要望用の印刷物費用を計上している。
問：国道 486 号整備促進岡山県期成会の要望箇所はどこか。
答：矢掛町の辺りや倉敷市真備町の川辺橋の 4 車線となっている辺りのことを要望している。
問：駅南地区土地区画整理事業の事業最終年度はいつになっているのか。
答：現場は平成 27 年度までの事業完了を目指し、その後、5 年間で清算事務を実施するため平成 32 年度を事業最終年度としている。
問：住宅費が増額になったのは、市営住宅の老朽化に伴う修繕費の増加か、それとも他に何か理由があるのか。
答：市営住宅の老朽化に伴って実施する長寿命化計画策定の設計等委託料が増額の主な理由である。また、同計画策定費が 500 万円と高額となっているが、今後、国庫補助事業の採択を受けるためには、この計画策定が必要である。
問：土木担当員からの要望執行率が低い将来改善される見込みはあるか。
答：予算は毎年同じくらいだが、工事 1 件 1 件の金額が異なるため、執行率が 80 パーセントの時もあれば 50 パーセントになることもある。

問：住宅管理費の清掃委託料とは、具体的にはどのようなものか。
答：空き家になっている市営住宅清掃業務やその空き家に新たな入居者があった場合の入居前の清掃費用である。
問：建築物耐震診断等事業補助金とは、具体的にはどのようなものか。
答：個人が個人住宅の耐震診断を受ける場合には、4万2,000円で依頼することができるが、国・県の補助を含めて4万円の補助ができる。また、耐震改修工事を行う場合には、国・県の補助を含めて30万円を限度に補助できる。さらに、耐震改修工事前にその工事内容でよいかどうかの診断を受ける場合には、4万2,000円で依頼することができるが、国・県の補助を含めて2万8,000円の補助ができる。
問：建築物耐震診断等事業補助金は年間どのくらいの実績があるか。
答：今年度は、耐震診断が7件、改修が1件行われている。
問：市営住宅の使用料のうち、最高料金と最低料金はいくらになるか。
答：収入によって変わってくるが、1番高い家賃は3万8,200円で、1番安い家賃は1,300円となっている。
問：市への建築確認申請数は年間何件となっているか。
答：平成25年度で、民間の指定確認検査機関が確認した物件が404件で、市では36件となっている。
問：屋外広告物許可等手数料とは、どういったものか。
答：公衆の目に触れる屋外に設置する広告物で、 ^{まるまる} 〇〇商店といった看板等を屋外に設置する場合は許可が必要であり、その場合にかかる手数料である。
問：新総社大橋添架費用負担金とは、どういったものか。
答：中国電力の電線や上下水道の配管をぶら下げるために重量を計算して、新総社大橋にかかる工事費の一部を負担してもらうものである。